

## 第2章 機械ボーリング

第201条 目的	819
第202条 土質の区分	819
第203条 調査等	819
第204条 成果物	820

## 第3章 サンプリング

第301条 目的	821
第302条 採取方法	821
第303条 試料の取り扱い	821
第304条 成果物	821

## 第4章 サウンディング

### 第1節 標準貫入試験

第401条 目的	822
第402条 試験等	822
第403条 成果物	822

### 第2節 スクリューウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験)

第404条 目的	822
第405条 試験等	822
第406条 成果物	823

### 第3節 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験

第407条 目的	823
第408条 試験等	823
第409条 成果物	823

### 第4節 ポータブルコーン貫入試験

第410条 目的	823
第411条 試験等	823
第412条 成果物	824

### 第5節 簡易動的コーン貫入試験

第413条 目的	824
第414条 試験等	824
第415条 成果物	824

## 第5章 原位置試験

30. 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第2条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
31. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
32. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
33. 「書面」とは、**打合せ簿等の帳票をいい**、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。ただし情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
34. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
35. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
36. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
37. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
38. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
39. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
40. 「了解」とは、設計図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
41. 「受理」とは、設計図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、把握することをいう。

## 第 1103 条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

## 第 1104 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休

者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

## 第 1129 条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第 6 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

## 第 1130 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 1010 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

## 第 1131 条 個人情報の取扱い

### 1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)、[行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律\(平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号\)](#)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知

## 1. 主要技術基準及び参考図書

〔1〕 共通			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R6 <del>5</del> .3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
10	土木工事共通仕様書、公園緑地共通仕様書、港湾・漁港共通仕様書	佐賀県	R6 <del>5</del> .87
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R2.3
15	公共測量 作業規定の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4
16	公共測量 作業規定の準則 解説と運用(地形測量及び写真測量編)(基準点測量編、応用測量編)	日本測量協会	H28.3
17	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6 <del>H30</del> .3

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
18	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
19	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
20	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5
21	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6 <del>2</del> .3
22	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6 <del>3</del> .3
23	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
24	2017 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3
25	2014 年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27.10
26	2013 年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10
27	2018 年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準】+【JIS 規格集】	土木学会	H30.10
28	2018 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10
29	2017 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3
30	2012 年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3
31	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28.3
32	CAD製図基準	国土交通省	H29.3
33	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3
34	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R2.3
35	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取り扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6
36	コンクリートライブラリー66 号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4
37	2016年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説 /[山岳工法編]・同解説	土木学会	H28.8

線形決定は、線形計画及び現地調査の結果に基づき、路線の規模、規格構造について十分に検討し、中心線を決定し、I.Pの決定及び曲線の設定を行うものとする。

### (3) 平面・縦断設計

平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。

### (4) 縦断設計

縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20m ごとの測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。

### (5) 横断設計

横断設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、横断の詳細構造を設計する。

### (6) 構造物設計計画

#### ア 小構造物設計

受注者は、原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等※から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ 5m以下)、管渠、側溝、法面保護工、水路(幅 2m以下または延長 100m 以下)、集水柵、防護柵工等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

※標準設計図集等は、特記仕様書に定めるものとする。

#### イ 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

### (7) 林業作業用施設の設計計画

林業作業用施設の設計計画は、現地調査の結果及び設計条件及び現場実態等に基づき、適切な種類及び規模を選定し、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

### (8) 設計図

#### ア 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断設計及び横断設計の成果及び主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

#### イ 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び横断構造物を記入するものとする。

#### ウ 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員、舗装構成、法面保護工、構造物等の必要事項を記入するものとする。

#### エ 横断図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

#### オ 土積図

上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。

カ 詳細図(構造物展開図)

特記仕様書に定める標準設計図集以外の構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(97)数量計算

受注者は、第 1211 条 設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(108)施工計画

工事施工の使用機械の種類、工程計画等の計画を行うものとする。

(119)特記仕様書作成

工事の施工に必要な特記仕様書を作成するものとする。

(1210)照査

受注者は、照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

ア 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、設計の基礎となる情報を収集、把握しているかの確認を行う。特に地形、地質条件、森林の状況などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

イ 設計条件及び現地条件など、基本条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、森林の状況などが設計に反映されているかの確認を行う。

ウ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

エ 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(1311)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

ア 計画の概要

イ 各種検討の経緯とその結果

ウ 設計計算書(排水計算、設計計算等)

エ その他必要事項

## 第 2 節 一般構造物設計

### 第 9405 条 一般構造物設計の区分

一般構造物設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 一般構造物予備設計
- (2) 一般構造物実施設計
- (3) 落石防護柵実施設計
- (4) 一般構造物基礎工実施設計

### 第 9406 条 一般構造物予備設計

#### 1. 業務目的

林道設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本

ことにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

32. 「書面」とは、**打合せ簿等の帳票をいい**、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。ただし情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
33. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。
34. 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した地質・土質調査業務の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
35. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。
36. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
37. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
38. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
39. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
40. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し、内容を確認することをいう。

### 第103条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

### 第104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く)以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

### 第105条 調査地点の確認



2. 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 113 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

### 第 132 条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項  
受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)、~~行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号)~~、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2. 秘密の保持  
受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
3. 取得の制限  
受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
4. 利用及び提供の制限  
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
5. 複製等の禁止  
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。
6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

## 第5章 原位置試験

### 第1節 孔内載荷試験

#### 第501条 目的

孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

#### 第502条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、~~JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」~~及び JGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定

孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

- (1) 点検とキャリブレーション
- (2) 試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。
- (3) 試験孔の掘削と試験箇所の確認
- (4) 試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。
- (5) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。
- (6) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。
- (7) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。
- (8) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を 19.6kN/m<sup>2</sup> ピッチ程度または、予想される最大圧力の 1/10～1/20 の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

#### 第503条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

1. 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
2. 荷重強度—変位曲線
3. 地盤の変形係数
4. 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、~~JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」~~及び JGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

## 第2節 地盤の平板載荷試験

### 第504条 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。

### 第505条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

1. 地盤の平板載荷試験は、JGS1521(地盤の平板載荷試験法)によるものとする。
2. 道路の平板載荷試験は、JISA1215(道路の平板載荷試験方法)によるものとする。

### 第506条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

1. 試験箇所、試験方法、測定値
2. 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS1521(地盤の平板載荷試験法)により整理し提出するものとする。
3. 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JISA1215(道路の平板載荷試験方法)により整理し提出するものとする。

## 第3節 現場密度測定(砂置換法)

### 第507条 目的

現場密度測定(砂置換法)は、試験孔から掘りとった土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。

### 第508条 試験等

試験方法及び器具は、JISA1214(砂置換法による土の密度試験方法)によるものとする。

### 第509条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

1. 調査位置、調査方法、測定値
2. 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JISA1214(砂置換法による土の密度試験方法)により整理し提出するものとする。

## 第4節 現場密度測定(RI法)

### 第510条 目的

現場密度測定(RI法)は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。

### 第511条 試験等

1. 本試験は、地表面型RI計を用いた土の密度試験に適用する。
2. 試験方法及び器具は、JGS1614(RI計器による土の密度試験方法)によるものとする。

### 第512条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

1. 調査位置、調査方法、測定値
2. 含水比、湿潤密度、乾燥密度

## 第5節 現場透水試験

### 第513条 目的

現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位(地下水位)を求めることを目的とする。

### 第514条 試験等

試験方法及び器具は、JGS1314(単孔を利用した透水試験方法)によるものとする。

### 第515条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

1. 調査位置、深さ、調査方法、測定値
2. 試験結果は、地盤工学会記録用紙、~~報告書用紙~~のJGS16141314によるものとする。

## 第6節 ルジオン試験

### 第516条 目的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。

の分布構造を把握することを目的とする。

## 第804条 業務内容

### 1. 計画準備

第802条第1項に準じるものとする。

### 2. 現地踏査

測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

### 3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。

### 4. 測線設定

測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。

### 5. 観測

電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。

### 6. 解析

- (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。
- (2) 観測結果を用いてインバージョン(逆解析)により比抵抗断面図を作成するものとする。
- (3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。

### 7. 報告書作成

第802条第78項に準じるものとする。

31. 「書面」とは、発行年月日を記録し、**打合せ簿等の帳票をいい**、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。ただし情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
32. 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
33. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。
34. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
36. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。
37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
38. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し、内容を確認することをいう。

## 第103条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

## 第104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く)以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

## 第105条 測量の基準

測量の基準は佐賀県の定める「公共測量作業規程」(以下「規程」という。)第2条の規定によるほかは監督員の指示によるものとする。

## 第106条 業務の実施

測量業務は、規程により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、

を一時使用する時には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入に当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入に際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後 10 日以内(休日等を除く)に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

## 第 118 条 成果物の提出

1. 受注者は測量業務が完了した場合には、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。なお、成果物の納品は 2 部とする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。
4. 受注者は、「土木設計業務の電子成果品要領(案)及び測量成果電子納品要領(案)(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン 佐賀県」及び「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(国土交通省・令和6年3月)」に基づくものとする。

## 第 119 条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 第 120 条 検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 測量業務成果物の検査

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

## 第132条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項  
受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、[行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律\(平成15年5月30日法律第58号\)](#)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2. 秘密の保持  
受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
3. 取得の制限  
受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
4. 利用及び提供の制限  
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
5. 複写等の禁止  
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製しては